

道営工業用水道

取扱注意

基本使用水量の減量に係る取扱いの改正案について



北海道

その先の、道へ。北海道

Hokkaido.Expanding Horizons.

令和2年1月
北海道企業局



現在のルール① 基本的な考え方

責任水量制を開業時より採用

事業開始時、受水企業の要望(契約予定水量)で施設規模を決定し、開始後は実際の使用水量ではなく契約水量により料金を回収する制度。

工業用水の特徴

使用予定水量を積み上げて施設規模を決定し建設するため1社の契約変更や廃止が経営に大きく影響する

責任水量制は道営工水のほか、多くの工水事業者で採用されており、工業用水の安定供給に寄与している。

現在のルール② 室蘭 & 苫小牧工水の減量・廃止取扱い

「道営工業用水道の基本使用水量の減量 及び廃止の取扱いについて」(企業局内規)

昭和63年1月施行、平成23年最終更新(詳細は別紙資料)

減量を認めるケース

- ・国の政策の影響によるもの
(産業構造調整のための措置法適用の場合に限定)
- ・子会社等、密接な関係にある企業が増量した水量の範囲内



ユーザー個別の事情による減量は認めていない

現在のルール③ 状況の変化

経済のグローバル化、国内産業構造の変化…
受水企業の事業や水使用の動向は大きく変わっている

契約水量と
使用水量の
乖離

責任水量制が
リサイクルなど水使用の合理化や
製造コストの削減を制約する恐れ

地域経済の
持続的発展

工業用水の
安定経営

双方維持のために
減量ルールの
一部緩和を実施

新ルールの内容① 今回追加する取扱い

取扱い

(基本使用水量の減量)

3. 使用者がそれまで営んできた**業種**を全面的に廃止または変更したことにより減量の申し出があった場合で管理者が適当と認めるときは、**経営への影響を可能な限り軽減**した上で、**将来にわたり安定経営が維持できる範囲内**で減量を認める。

(R2.4.1施行)

新ルールの内容② 取扱いに対応する運用

運用

「業種」

使用者が基本使用申し込みを行っている事業所についての統計法(平成19年法律第53号)第28条第1項の規定による日本標準産業分類における大分類を基本とする。

「経営への影響を可能な限り軽減」

減量後少なくとも10年間減収とならないほか、減量前に借り入れた企業債の償還に支障が生じないような措置を講じることをいう。

「将来にわたり安定経営が維持できる範囲」

使用者が基本使用申し込みを行っている工業用水道施設の長期的経営見通しにおいて、赤字及び資金不足を生じない範囲

新ルールの内容③ 具体的な運用

◆業種 ⇒ 日本標準産業分類の**大分類**を変更する場合

例① 水産品の缶詰工場から自動車整備工場へ事業変更

	大分類	小分類
缶詰工場	E 製造業	- 水産食料品製造業
整備工場	R サービス業	- 自動車整備業

新ルール適用可

例② 水産品の缶詰工場から家具工場へ事業変更

	大分類	小分類
缶詰工場	E 製造業	- 水産食料品製造業
家具工場	E 製造業	- 家具製造業

新ルール適用不可

新ルールの内容② 取扱いに対応する運用

運用

「業種」

使用者が基本使用申し込みを行っている事業所についての統計法(平成19年法律第53号)第28条第1項の規定による日本標準産業分類における大分類を基本とする。

「経営への影響を可能な限り軽減」

減量後少なくとも10年間減収とならないほか、減量前に借り入れた企業債の償還に支障が生じないような措置を講じることをいう。

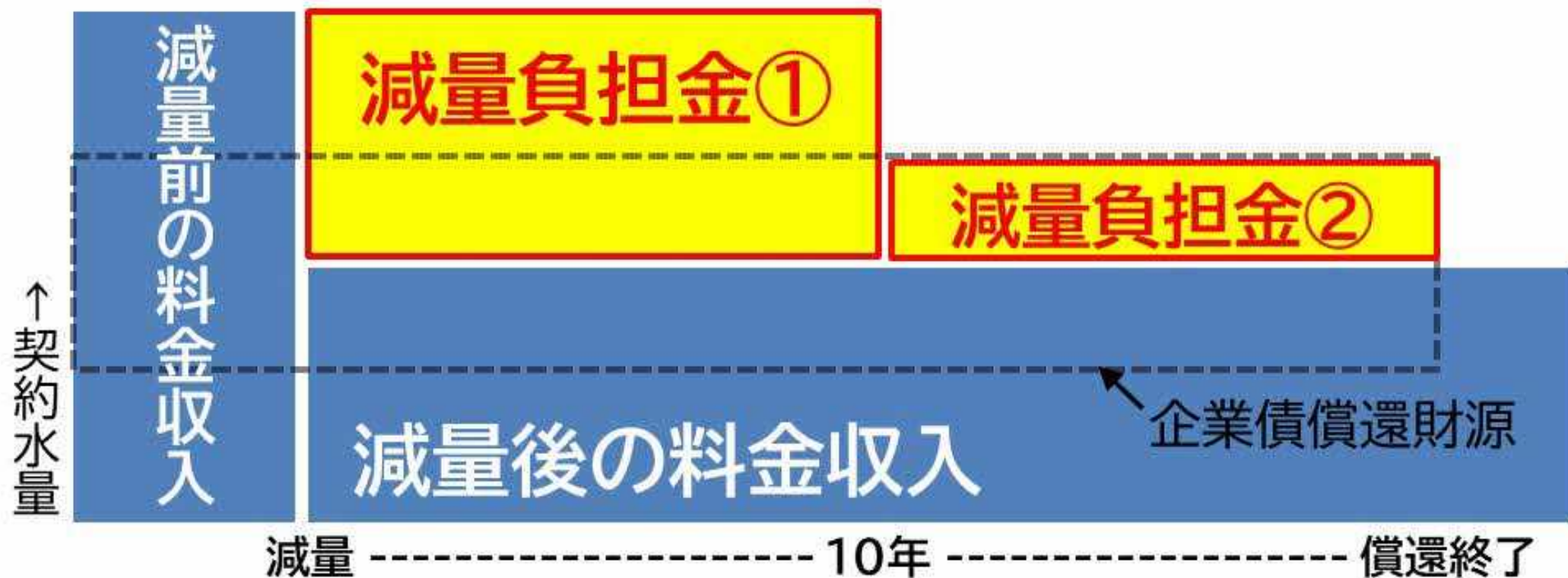
「将来にわたり安定経営が維持できる範囲」

使用者が基本使用申し込みを行っている工業用水道施設の長期的経営見通しにおいて、赤字及び資金不足を生じない範囲

新ルールの内容③ 具体的な運用

◆ 経営への影響を可能な限り軽減

⇒ 減量を要望する企業との協議により減量負担金を受領



① 減量による減収相当分

② 企業債(減量前借入分)償還終了までの元利償還金の減量相当分